

令和5年5月2日

保護者 各位

六ヶ所村立第一中学校
校長 藤川 俊彦

いじめ及びトラブルへの対応における警察との連携について（お知らせ）

参観日でもお話ししましたが、いじめ問題に関する重大な事案が発生し、生徒への被害が確認された場合、学校での解決が困難と校長が判断した場合は、警察と連携を図り学校として相談・通報をいたします。

相談・通報例は以下ようになります。

（1）SNSでのトラブルの場合

- 名誉棄損、侮辱
 - ・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。
- 脅迫、児童ポルノ提供
 - ・同級生（先輩・後輩を含む）に対して、スマートフォン等で自身の裸や下着姿などの写真・動画を撮影して送らせる。
 - ・本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散する。また、拡散すると脅す。
- 恐喝
 - ・断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
- 自殺関与
 - ・「死ね」とインターネットに書きこみ、その同級生が自殺を考えた場合。※言葉でのやりとりも同様。

（2）学校・地域・家庭でのトラブルの場合

- 暴行
 - ・ゲームや悪ふざけと称し、繰り返し同級生を殴ったり蹴ったりする。
 - ・無理やりズボンを脱がす。
 - ・無理やり髪を切る。
- 強要
 - ・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
 - ・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げたり、金品の強要をする。
- 強制わいせつ
 - ・嫌がっているのに、むやみに体を触る。
- 傷害
 - ・ハサミやカッター等で同級生を切りつけてケガをさせる。
- 窃盗
 - ・現金や物、他人の所持品を盗む。
- 器物破損
 - ・学校の物を故意に壊す。
 - ・人の物をカッターで切り裂く。
 - ・動物に意図的に危害を加える行為。 など

上記はあくまでも例になります。学校で必要と思われる事案は、警察と連携し対応していきたいと思っております。ご質問やご意見がございましたら六ヶ所第一中学校（72-2040）生徒指導主事（清水目）までご連絡ください。